

法務省民商第971号

平成19年4月25日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

登録免許税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）

登録免許税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第35号。以下「改正省令」という。）が本年5月1日から施行されますが、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、改正省令の施行に伴い、会社の新設合併、組織変更及び吸収合併の際の登録免許税の算定の方法及び登記の申請書の添付書面について、登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2 登録免許税の算定の方法について

1 新設合併による株式会社又は合同会社の設立の登記に係る登録免許税の算定について

登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第一第24号（一）ホにおいては、新設合併による株式会社又は合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、新設合併により設立される株式会社又は合同会社の資本金の額の1000分の1.5（新設合併により消滅した会社の当該新設合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7）とされている。この「財務省令で定めるもの」は、従前は、新設合併により消滅した会社の当該新設合併の直前における資本金の額（当該消滅会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、900万円）と規定されていたところ、改正省令による改正後の登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号。以下「改正後施行規則」という。）においては、以下の（1）から（3）までの各額を基礎とし、（4）の割合を求

めた上で、(5)の計算に従い算定した額とされた(改正後施行規則第12条第1項第1号)。

- (1) 新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資本金の額(当該消滅する会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、900万円)(改正後施行規則第12条第1項第1号イ)
- (2) 新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額から負債の額を控除した額(当該控除した額が(1)に掲げる額以下である場合にあっては、(1)に掲げる額)(改正後施行規則第12条第1項第1号ロ(1))
- (3) 新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付する財産(当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。)の価額(改正後施行規則第12条第1項第1号ロ(2))
- (4) (2)の額から(3)の額を控除した額(当該控除した額が零を下回る場合にあっては、零)が(2)の額のうち占める割合(改正後施行規則第12条第1項第1号ロ)
- (5) 当該新設合併により消滅する各会社の(1)の額に(4)の割合を乗じて計算した額の合計額(改正後施行規則第12条第1項第1号)

2 組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記に係る登録免許税の算定について

組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記に係る登録免許税の算定について、1と同様とされた(改正後施行規則第12条第1項第2号)。

3 吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記に係る登録免許税の算定について

吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記に係る登録免許税の額は、増加する資本金の額の1000分の1.5(合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7)とされている(登録免許税法別表第一第24号(一)へ)ところ、この「財務省令で定めるもの」についても、従前は、吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本金の額とされていたが、改正後施行規則においては、1と同様に、以下の(1)から(3)までの各額を基礎とし、(4)の割合を求めた上で、(5)の計算に従い算定した額とされた(改正後施行規則第12条第2項)。

- (1) 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資本金の額(当該消滅する会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、900万円)(改正後施行規則第12条第2項第1号イ)
- (2) 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額から負債の額

を控除した額（当該控除した額が(1)に掲げる額以下である場合にあっては、(1)に掲げる額）（改正後施行規則第12条第2項第1号ロ（1））

(3) 吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式（当該株式会社が有していた自己の株式を除く。）及び合同会社の持分を除く。）の価額（改正後施行規則第12条第2項第1号ロ（2））

(4) (2)の額から(3)の額を控除した額（当該控除した額が零を下回る場合にあっては、零）が(2)の額のうち占める割合（改正後施行規則第12条第2項第1号ロ）

(5) (1)の額に(4)の割合を乗じて計算した額（2以上の会社が吸収合併により消滅する場合にあっては、当該消滅する各会社の(1)の額に(4)の割合を乗じて計算した額の合計額。改正後施行規則第12条第2項第1号）

4 1から3までの計算をする際に基礎とすべき額について

改正後施行規則第12条第1項又は第2項の規定により「財務省令で定めるもの」を計算する場合には、会社法（平成17年法律第86号）第753条第1項（株式会社を設立する新設合併契約）若しくは第755条第1項（持分会社を設立する新設合併契約）に規定する新設合併契約、第749条第1項（株式会社が存続する吸収合併契約）若しくは第751条第1項（持分会社が存続する吸収合併契約）に規定する吸収合併契約又は第744条第1項（株式会社の組織変更計画）若しくは第746条第1項（持分会社の組織変更計画）に規定する組織変更計画の基礎となった額（これらの契約又は計画に変更があった場合には、当該変更後の契約又は計画の基礎となった額）によることとされた（改正後施行規則第12条第8項）。

第3 新設合併による株式会社若しくは合同会社の設立の登記、組織変更による株式会社若しくは合同会社の設立の登記又は吸収合併による株式会社若しくは合同会社の資本金の増加の登記を申請する際の添付書面について

1 新設合併による株式会社又は合同会社の設立の登記を申請する際の添付書面について

新設合併による株式会社又は合同会社の設立の登記を申請する際の添付書面として、以下の事項を記載し、当該新設合併により設立する株式会社又は合同会社の代表者が証明した書面の添付を要することとされた（改正後施行規則第12条第5項）。当該書面の記載は、別紙1によるものとする。

(1) 新設合併により消滅する各会社の当該消滅の直前における資産の額及び負債の額（改正後施行規則第12条第5項第1号）

(2) 新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（改正後

施行規則第12条第5項第2号)

2 組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記を申請する際の添付書面について

組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記を申請する際の添付書面として、以下の事項を記載し、当該組織変更により設立する株式会社又は合同会社の代表者が証明した書面の添付を要することとされた(改正後施行規則第12条第6項)。当該書面の記載は、別紙2によるものとする。

(1) 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における資産の額及び負債の額(改正後施行規則第12条第6項第1号)

(2) 組織変更後の株式会社又は合同会社が当該組織変更に際して当該組織変更の直前の会社の株主又は社員に対して交付する財産(当該組織変更後の株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。)の価額(改正後施行規則第12条第6項第2号)

3 吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記を申請する際の添付書面について

吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記を申請する際の添付書面として、以下の事項を記載し、当該吸収合併後存続する株式会社又は合同会社の代表者が証明した書面の添付を要することとされた(改正後施行規則第12条第7項)。当該書面の記載は、別紙3によるものとする。

(1) 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額及び負債の額(改正後施行規則第12条第7項第1号)

(2) 吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産(当該吸収合併後存続する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。)の価額(改正後施行規則第12条第7項第2号)

(3) (2)の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己の株式の価額(改正後施行規則第12条第7項第3号)

第4 その他(租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)の一部改正)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第79条第1項第2号、第80条第1項第2号及び第80条の2第1項第2号に規定する財務省令で定めるものについても、改正後施行規則第12条第1項、第2項及び第8項の規定が準用されることとされた(改正省令第2条)。

第5 経過措置

改正省令は、本年5月1日から施行されるが、改正省令第1条の規定による改正後施行規則第12条第1項、第2項及び第5項から第8項までの規定は、当該施行の日以後に受ける登記について適用があり、同日前に受ける登記については、なお従前の例によ

るとされた（改正省令附則第1項，第2項）。

なお，改正省令第2条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条第1項，第30条の2第2項及び第30条の3第2項の規定についても，同様とされた（改正省令附則第3項）。

別紙 1

登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項の規定に関する証明書

1 消滅会社□□株式会社に係る登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項に掲げる額は、次のとおりである（注 1）。

① 新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項第 1 号）

金〇〇円

② 新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項第 1 号）

金〇〇円

③ 新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項第 2 号）

金〇〇円

2 消滅会社△△株式会社に係る登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項に掲げる額は、次のとおりである。

① 新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項第 1 号）

金〇〇円

② 新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項第 1 号）

金〇〇円

③ 新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第 12 条第 5 項第 2 号）

金〇〇円

上記の額に相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 印（注 2）

（注） 1 新設合併により消滅する各会社ごとに、①から③までの額を記載するものとす

- る。ただし、証明書はまとめて1通として差し支えありません。
- 2 今回登記所に新たに届け出る印鑑を押印してください。

別紙2

登録免許税法施行規則第12条第6項の規定に関する証明書

登録免許税法施行規則第12条第6項に掲げる額は、次のとおりである。

- ① 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第12条第6項第1号）

金〇〇円

- ② 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第12条第6項第1号）

金〇〇円

- ③ 組織変更後の株式会社又は合同会社が当該組織変更に際して当該組織変更の直前の会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該組織変更後の株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第12条第6項第2号）

金〇〇円

上記の額に相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 印（注）

（注） 今回登記所に新たに届け出る印鑑を押印してください。

別紙 3

登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項の規定に関する証明書

1 吸収合併により消滅する□□株式会社に係る登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項に掲げる額は、次のとおりである（注 1）。

① 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 1 号）

金〇〇円

② 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 1 号）

金〇〇円

③ 吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 2 号）

金〇〇円

④ ③の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己の株式の価額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 3 号）

2 吸収合併により消滅する△△株式会社に係る登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項に掲げる額は、次のとおりである。

① 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 1 号）

金〇〇円

② 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 1 号）

金〇〇円

③ 吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 2 号）

金〇〇円

④ ③の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己の株式の価額（登録免許税法施行規則第 12 条第 7 項第 3 号）

上記の額に相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 印(注2)

- (注) 1 吸収合併により消滅する会社が複数である場合、各会社ごとに①から④までの額を記載するものとする。ただし、証明書はまとめて1通として差し支えありません。
- 2 登記所届出印を押印してください。